

令和6(2024)年度 第2回 栃木県地域公共交通活性化協議会生活交通対策部会 次第

日 時：令和6(2024)年9月3日(火) 13:30～

場 所：栃木県庁本庁舎6階大会議室2

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- ・ 栃木県生活バス路線の指定について

4 そ の 他

5 閉 会

【 配付資料 】

次 第

生活交通対策部会次第

規 約

栃木県地域公共交通活性化協議会規約

要 綱

生活交通対策部会設置要綱

要 領

生活交通対策部会設置要領

名 簿

生活交通対策部会委員・特別委員名簿

資 料 1

補助金(国庫協調・県単)の概要について

資 料 2-1

路線指定申請書(関東自動車株式会社)

資 料 2-2

路線指定申請書(ジェイアールバス関東株式会社)

資 料 2-3

路線指定申請書(日光交通株式会社)

参考資料 1

栃木県バス運行対策費補助金交付要領

参考資料 2

栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

栃木県地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、栃木県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、法第6条第2項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に、地域公共交通計画の作成及び実施に関し助言等を求める必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。
- 6 アドバイザーは、地域公共交通計画の作成及び実施に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、知事が選任する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(監査)

第4条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会には、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員（第2項の規定により特別委員を置く場合にあつては、委員及び特別委員。以下この条において同じ。）は、会長が指名する。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長は、当該部会を総理し、当該部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議において準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」、第2項及び前項中「委員」とあるのは「委員（第5条第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員）」と読み替えるものとする。

5 協議会は、部会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(経費)

第8条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第9条 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監査委員の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、令和4年2月7日から施行する。

2 この規約の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする

附 則

この規約は、令和6年6月7日から施行する。

生活交通対策部会設置要綱

(目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に生活交通対策部会を置く。

(協議事項)

第2条 生活交通対策部会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 生活交通対策部会は、別表1の委員及び特別委員によって構成する。

- 2 生活交通対策部会は、必要に応じて委員及び特別委員以外の者の出席を求めることができる。

(協議結果)

第4条 生活交通対策部会の決定事項は、協議会の決議とすることができる。

- 2 部会長は、生活交通対策部会において協議した結果を協議会に報告するものとする。

(分科会)

第5条 生活交通対策部会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休止又は廃止に関する事。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線の指定に関する事（関係者（この号において、知事及び関係市町村長をいう。）間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。）。
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関する事（別表2に掲げる委員及び特別委員間の意見が一致しない場合に限る。）。
 - (4) その他、部会長が分科会での協議が適当と認める事項に関する事。
- 2 分科会は、別表2の委員及び特別委員によって構成する。
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。

- 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
- 8 座長は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができるものとする。
- 9 生活交通部会は、分科会の決定事項を生活交通部会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第6条 部会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第7条 生活交通対策部会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、生活交通対策部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(別表1)

生活交通対策部会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 県内各市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

生活交通対策部会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 県内関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課

生活交通対策部会運営要領

1 趣旨

この要領は、生活交通対策部会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、生活交通対策部会及び生活交通対策部会分科会（以下「分科会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 協議の申出

(1) 協議の申出事項

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、次の項目に該当する場合は、様式第1号により生活交通対策部会に協議の申出を行うものとする。

なお、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第1号及び同条第3号に該当する場合はその限りではない。

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2第1項に基づく路線（路線定期運行のものに限る。以下同じ。）の休止又は廃止をしようとするとき（市町村が自ら運行する、又は市町村からの委託を受けた事業者が運行するものを除く。）。
- ② 生活交通対策部会（分科会を含む。）での合意事項に基づき実施している運行サービスの内容を変更しようとするとき。
- ③ その他特に協議の必要があるとき。

(2) 協議の申出時期

(1)①の協議に係る申出時期は、関係市町村と十分な協議を行った上で、休止又は廃止予定日まで1年を確保し、かつ毎年5月末までに申し出ることとする。

ただし、関係市町村との協議が調い、必要な措置が講じられることが確認できる場合はこの限りではない。

(3) 関係機関への連絡

生活交通対策部会事務局は、(1)①の協議の申出があった場合は、速やかにその内容を分科会構成員に連絡する。

3 路線の休止又は廃止の申出の周知

事業者から路線の休止又は廃止の申出があった場合は、2(3)の関係機関はホームページへの掲載等合理的な方法でその旨の周知を行うものとする。

4 分科会の運営等

(1) 分科会の開催

座長は、2に掲げる協議の申出があった場合は、速やかに分科会を開催する。

ただし、3の路線の休止又は廃止の申出の周知を行ってから2週間を経過した後においても、4(3)に掲げる運行希望者からの運行希望の表明がない場合において、路線の休止又は廃止の申出を行った事業者と沿線市町村の間で十分な調整が行われ、関係市町村が当該路線の休止又は廃止について異存がなく、かつ当該路線の休止又は廃止に伴い関係市町村による生活交通の確保方策がなされることが4(2)に掲げる様式第3号による回答で明確であると判断できるときは、当該回答をもって協議がなされたものとみなすことができる。

(2) 協議内容の照会

座長は、協議に係る関係市町村の考え方を把握するために、必要に応じて様式第2号により分科会開催に先立ち次に掲げる事項について照会できるものとする。

この場合において、関係市町村は、関係者の意見を十分に反映し、かつ多角的に検討した上で、合理的な説明ができる内容での回答を様式第3号により行うものとする。

- ① 当該路線の生活交通としての存続意向
- ② 生活交通として存続する場合の具体策の案
 - ア 運行の形態（路線バス、乗合タクシー、その他等）
 - イ 運行の水準（運行ルート、運行回数、ダイヤ等）
 - ウ 運行の主体（一般乗合旅客自動車運送事業者、市町村運営有償運送等）
 - エ その他必要な事項

(3) 運行希望者への通知

座長は、申出を行った事業者以外の者から当該路線についての運行希望の表明を受けた場合は、当該運行希望の表明をした者を分科会の構成員とし、その旨の通知を行うものとする。

(4) 分科会への情報の提供

関係事業者（(3)の運行希望事業者を含む。）は、当該事業者の現況その他当該路線の現況及び分科会における協議に必要と認められる情報について、分科会に開示のうえ、説明を行うものとする。

(5) 分科会における合意事項の取りまとめ

座長は、分科会における協議の結果得られた合意事項について、様式第4号により取りまとめのうえ、分科会構成員あて通知するものとする。

5 協議結果等の尊重

(1) 合意事項への対応

生活交通対策部会及び分科会において協議が調った事項については、構成員は協議の結果を尊重し、その合意事項の実施に向けて、適切な対応を行うものとする。

(2) 協議不調の場合

事業者が2(1)の協議の申し出を行ってから6か月間を経過した後において、分科会における協議が調わない場合にあっても、事業者が路線の休止又は廃止若しくは事業変更の届出を行うことを妨げるものではない。

6 適用年月日

この要領は、令和6年6月7日から適用する。

生活交通対策部会 委員・特別委員名簿

No.	所 属		役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部	交通政策課長	
2	関東運輸局	自動車交通部	旅客第一課長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	企画輸送部門	首席運輸企画専門官	
4	宇都宮市	総合政策部	交通政策課長	
5	足利市	都市建設部	都市政策課長	
6	栃木市	生活環境部	交通防犯課長	
7	佐野市	都市建設部	交通政策課長	
8	鹿沼市	市民部	生活課長	
9	日光市	建設部	都市計画課長	
10	小山市	都市整備部	都市計画課長	
11	真岡市	総合政策部	総合政策課長	
12	大田原市	市民生活部	生活環境課長	
13	矢板市	市民生活部	生活環境課長	
14	那須塩原市	市民生活部	交通防犯課長	
15	さくら市	総合政策部	総合政策課長	
16	那須烏山市		まちづくり課長	
17	下野市	市民生活部	安全安心課長	
18	上三川町		地域生活課長	
19	益子町	総務部	総合政策課長	
20	茂木町		企画課長	
21	市貝町		企画財政課長	
22	芳賀町		企画課長	
23	壬生町	建設部	都市計画課長	
24	野木町	産業建設部	都市整備課長	
25	塩谷町		くらし安全課長	
26	高根沢町		地域安全課長	
27	那須町		ふるさと定住課長	
28	那珂川町		生活環境課長	
29	(一社)栃木県バス協会		専務理事	
30	(一社)栃木県タクシー協会		専務理事	
31	関東自動車(株)		路線バス部部长	
32	ジェイアールバス関東(株)		営業部長	
33	日光交通(株)		専務取締役	
34	東武バス日光(株)		取締役運輸統括部長	
35	しおや交通(株)		代表取締役	
36	足利中央観光バス(株)		代表取締役	
37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会		議長	

民間バス事業者への補助金とは…？

- 栃木県が行う民間バス事業者への補助金は「**栃木県バス運行対策費補助金（以下、対策費補助金という。）**」と「**栃木県生活バス路線維持費補助金（以下、維持費補助金という。）**」の2種類。
- 「**対策費補助金**」は国庫補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）に協調する**国庫協調**の補助金。
- 「**維持費補助金**」は国庫補助の対象とならなかった路線への**県単**の補助金。
- 両補助金ともに**県・市町で協調**して補助を行っている。

事業（補助対象）年度は…？

- バスの補助金の事業年度は少し特殊で**各事業年度は前年10月始まり9月終わり**。
（例：令和7年度事業：令和6年10月～令和7年9月）
- 国庫補助金と市町補助金も民間バス事業者への運行費に対する補助金は前年10月始まり9月終わり。

国庫補助金との違いは…？

- 県は補助対象期間の1年間（10月～9月）の運行に対する実績補助。
- そのため、県補助金は補助対象年度の9月以降にならなければ補助額が確定しない。
- 国補助金は過去3年間の運行実績の平均から補助額を算定。
（例：令和8年度補助金：令和4年度・令和5年度・令和6年度の3ヶ年の実績から補助額を算定）
- そのため、国補助金と県補助金の補助額は一致しない。

※国補助金の事業年度の考え方（令和8年度事業の場合）



1 補助金の概要 ② 栃木県バス運行対策費補助金

補助要件

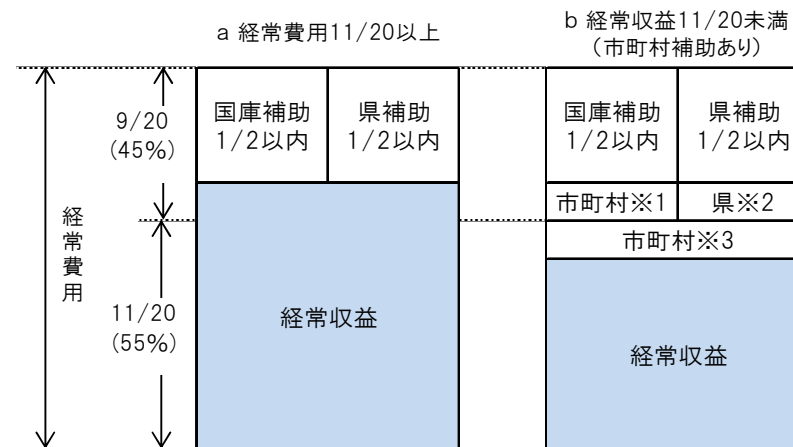
生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの

- 複数市町にまたがるもの（H13.3.31における市町の状態）
- 1日あたりの輸送量が15～150人と見込まれ、かつ、過去2ヶ年の1日あたりの輸送量が15～150人（輸送量＝平均乗車密度×運行回数）であるもの
- 1日あたりの運行回数が3回以上のもの（1往復1回で算出）
- 過去2ヶ年連続して赤字であるもの

補助スキーム

	補助額	上限	算定方法
国	事前算定赤字額の1/2以内	経常費用の9/20	4ヶ年前～2ヶ年前の実績から算定 (R7の場合：R3～R5の実績から算定)
県	事前算定赤字額の1/2以内		
市町	事前算定赤字額と実績赤字額の差額の1/2以内		
	事前算定赤字額と実績赤字額の差額の1/2以内	なし	当該年度の実績から算定 ただし、経常費用は3ヶ年前～1ヶ年前の平均単価から算定
	経常費用の9/20を超える赤字額（かさ上げ補助）		

〈補助イメージ〉



- ※1 事前算定時より実績の欠損額が拡大した場合の市町村補助分
- ※2 ※1を市町村が補助した場合の県補助分
- ※3 経常収益が11/20未満の場合の市町村補助分

補助実績 (県+市町)

R1		R2		R3		R4		R5	
系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)
22	91,843	24	140,324	23	232,014	23	199,802	22	148,360

補助要件

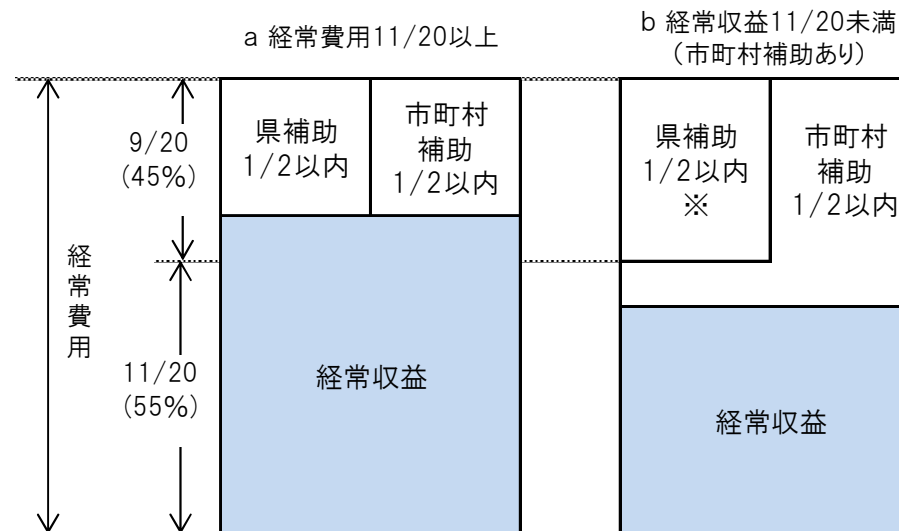
生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの

- 複数市町をまたぐが国庫補助の要件を満たさないもの又は単一市町村で運行するもの
- 平均乗車密度が2人以上15人以下のももの
- 1日当たりの運行回数が10回以下のももの

補助スキーム

	補助額	上限	算定方法
県	実績赤字額の1/2以内	経常費用の9/20	当該年度の実績から算定 ただし、経常費用は3ヶ年前～1ヶ年前の平均単価から算定
市町	実績赤字額の1/2以内		
	経常費用の9/20を超える赤字額 (かさ上げ補助)	なし	

〈補助イメージ〉



補助実績 (県+市町)

R1		R2		R3		R4		R5	
系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)	系統数	補助額 (千円)
33	107,670	28	68,513	34	106,355	33	92,364	34	97,361

第1号様式(第3条関係)

5 関 営 第 1 2 2 号
令和6年7月17日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5
関東自動車株式会社
代表取締役 吉田 元
責任者 路線バス部長 福島 崇文
担当者 路線バス部 富澤 恭徳
連絡先 028-634-8133

令和7年度生活バス路線指定申請書

令和7年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする路線の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画										
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)		実車走行キロ(km)	単一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地	終点					往回数	復回数					
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	宇都宮市 日光市	39.10	293	893.0	(2.4)	69,832.6		JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	101人/日	
第2号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	宇都宮駅西口	篠井タウン	日光東照宮	宇都宮市 日光市	41.10	365	879.0	(2.4)	72,253.8		JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	126人/日	
第3号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	宇都宮駅西口	篠井タウン	JR日光駅	宇都宮市 日光市	38.80	125	129.0	(0.4)	10,021.0		JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	10人/日	
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	宇都宮駅西口	徳次郎	JR日光駅	宇都宮市 日光市	36.80	125	149.5	(0.4)	10,998.3		JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	14人/日	
第5号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	宇都宮駅西口	篠井タウン	今市車庫	宇都宮市 日光市	33.40	365	1505.0	(4.1)	100,534.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	158人/日	
第6号	宇都宮駅・船生	宇都宮駅西口	徳次郎	船生	宇都宮市 日光市・塩谷町	30.90	365	2354.0	(6.4)	145,477.2		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	280人/日	
第7号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	宇都宮市 鹿沼市	20.10	361	2347.0	(6.4)	94,349.4		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR鹿沼駅 鹿沼市営バス	あり	249人/日	
第8号	宇都宮駅・運転免許センター・榎木車庫	宇都宮駅西口	運転免許C	榎木車庫	宇都宮市 鹿沼市	21.30	365	1749.0	(4.8)	74,507.4		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武榎木駅 鹿沼市営バス	あり	157人/日	
第9号	宇都宮駅・石橋駅	宇都宮駅西口	一里	石橋駅	宇都宮市 下野市・上三川町	16.00	365	3041.5	(8.3)	97,328.0		JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 東武宇都宮駅 JR石橋駅	あり	287人/日	
第10号	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	宇都宮市	22.80	365	2167.0	(5.9)	98,815.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	253人/日	
第11号	駒生営業所・塩谷町役場	駒生営業所	今里	塩谷町役場	宇都宮市 塩谷町	36.00	365	1931.5	(5.3)	139,068.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	271人/日	
第12号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原小学校	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市	20.90	365	999.5	(2.7)	41,779.1	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	101人/日	
第13号	駒生営業所・健康の森・田原・グリーンタウン	駒生営業所	健康の森	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市	21.70	240	240.0	(0.7)	10,416.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	36人/日	
第14号	駒生営業所・屋敷・上三川車庫	駒生営業所	屋敷運動場	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	22.60	365	1956.0	(5.4)	88,411.2		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	263人/日	
第15号	駒生営業所・本郷台西汗	駒生営業所	東高校	本郷台西汗	宇都宮市 上三川町	21.60	365	1662.0	(4.6)	71,856.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	226人/日	
第16号	石橋駅・真岡営業所	石橋駅	上三川車庫	真岡営業所	下野市・上三川町 真岡市	18.50	365	3207.5	(8.8)	118,716.1		JR石橋駅 真岡駅 真岡市地域内交通	あり	160人/日	
第17号	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	宇都宮東武	ベルモール	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	27.20	365	3735.5	(10.2)	203,211.2		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 真岡市地域内交通・真岡駅	あり	413人/日	
第18号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	宇都宮市 芳賀町・真岡市	31.30	365	1283.5	(3.5)	80,347.1		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 真岡市地域内交通・真岡駅	あり	136人/日	
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町	32.60	365	3101.0	(8.5)	202,185.2		JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 上井駅 益子駅	あり	373人/日	
第20号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	氏家駅前	喜連川	馬頭車庫	さくら市 那須烏山市・那珂川町	31.50	365	1944.0	(5.3)	122,472.0		JR氏家駅 さくら市デマンド交通 那珂川町コミュニティバス	あり	45人/日	
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅東口	倉骨	馬頭車庫	那須原市 大田原市・那珂川町	31.60	365	2149.0	(5.9)	135,816.8		JR西那須野駅 大田原市営バス 那珂川町コミュニティバス 那須原市地域内交通	あり	220人/日	
第22号	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅東口	福祉大	五峰の湯	那須原市 大田原市	23.20	365	1725.0	(4.7)	80,040.0		JR西那須野駅 大田原市営バス 那須原市地域内交通	あり	149人/日	
第23号	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	大田原市	22.50	361	1936.0	(5.3)	87,120.0	羽羽高校 国際医療福祉大学	大田原市営バス	あり	92人/日	
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅西口	黒磯駅	那須湯本温泉	那須原市 那須町	24.40	365	5108.0	(14.0)	249,270.4		JR那須塩原駅 JR黒磯駅 那須町営バス 那須原市地域内交通	あり	237人/日	
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	宇都宮駅東口	上野団地	岡本駅西口	宇都宮市	8.90	365	7825.0	(21.4)	139,285.0	JR宇都宮駅 JR岡本駅	JR宇都宮駅 JR岡本駅 宇都宮市地域内交通	あり	349人/日	
第26号	宇都宮駅・石那田	宇都宮駅西口	徳次郎	石那田	宇都宮市	17.10	365	2155.5	(5.9)	73,718.1	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	180人/日	
第27号	宇都宮駅・仁良塚・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	仁良塚	ろまんちっく村	宇都宮市	12.90	365	3291.0	(9.0)	84,907.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	235人/日	
第28号	宇都宮駅・榎木車庫	宇都宮駅西口	上石川	榎木車庫	宇都宮市 鹿沼市	16.70	365	934.0	(2.6)	31,195.6		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武榎木駅 鹿沼市営バス	あり	63人/日	
第29号	宇都宮駅・文教・石橋駅	宇都宮駅西口	文教	石橋駅	宇都宮市 下野市・上三川町	16.70	361	1625.0	(4.5)	54,275.0		JR宇都宮駅・JR唐津駅・JR石橋駅 宇都宮市地域内交通	あり	155人/日	
第30号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	石橋駅	おもちゃのまち駅	獨協医大病院前	下野市 壬生町	7.70	365	2670.0	(7.3)	41,118.0		JR石橋駅 東武おもちゃのまち駅	あり	69人/日	
第31号	駒生営業所・健康の森・塩谷町役場	駒生営業所	健康の森	塩谷町役場	宇都宮市 塩谷町	36.80	240	240.0	(0.7)	17,664.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	43人/日	
第32号	駒生営業所・健康の森・今里	駒生営業所	健康の森	今里	宇都宮市	23.60	240	480.0	(1.3)	22,656.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	85人/日	
第33号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	上宝井	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市	23.00	365	1014.0	(2.8)	46,644.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	149人/日	
第34号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	駒生営業所	インター南	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	26.90	361	445.0	(1.2)	23,941.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	42人/日	
第35号	駒生営業所・東汗	駒生営業所	東高校	東汗	宇都宮市 上三川町	18.70	365	1335.0	(3.7)	49,929.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	212人/日	
第36号	駒生営業所・健康の森・本郷台西汗	駒生営業所	健康の森	本郷台西汗	宇都宮市 上三川町	22.40	240	120.0	(0.3)	5,568.0		JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	20人/日	
第37号	宝木団地・白沢河原	宝木団地	前原	白沢河原	宇都宮市	17.40	365	2620.5	(7.2)	91,193.4	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	348人/日	
第38号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	宝木団地	奈坪台中央	白沢河原	宇都宮市	18.70	365	667.5	(1.8)	24,964.5	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	89人/日	
第39号	細谷車庫・白沢河原	細谷車庫	前原	白沢河原	宇都宮市	16.50	365	3159.0	(8.7)	104,247.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	413人/日	
第40号	宇都宮駅・六道・西川田東	宇都宮駅西口	六道	西川田東(江曾島)	宇都宮市	8.70	365	2303.0	(6.3)	40,072.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	172人/日	

別紙2のとおり

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画											
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由 する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)		実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の場合の 広域的な移動需要への 対応状況	他の公共交通との ネットワーク状況	需要への 対応	具体的な 数値目標	
		起点	主な経由地	終点					往	復						
第41号	宇都宮駅・旭陵・今宮・雀宮駅	宇都宮駅西口	旭陵	雀宮駅	宇都宮市		10.30	361	1203.0	(3.3)	24,890.1	JR宇都宮駅 JR雀宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	48人/日	
第42号	宇都宮駅・六道・総合運動公園西	宇都宮駅西口	六道	総合運動公園西	宇都宮市		9.00	365	2661.5	(7.3)	48,178.9	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	176人/日	
第43号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	宇都宮駅西口	越戸	柳田車庫	宇都宮市		7.00	240	240.0	(0.7)	3,360.0	JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	9人/日	
第44号	宇都宮駅・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	宇商高	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		5.20	365	3037.0	(8.3)	31,512.4	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	122人/日
第45号	駒生営業所・富士見ヶ丘団地	駒生営業所	宇商高	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		11.70	365	3091.0	(8.5)	72,323.4	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	324人/日	
第46号	駒生営業所・竹林・済生会病院・富士見ヶ丘	駒生営業所	済生会	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		13.80	365	2106.0	(5.8)	58,029.6	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	272人/日	
第47号	駒生営業所・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	駒生営業所	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		12.70	365	1948.0	(5.3)	49,575.2	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	225人/日	
第48号	宇都宮駅・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		6.20	289	289.0	(0.8)	3,583.6	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	10人/日
第49号	宇都宮駅・西端田・宝木団地	宇都宮駅西口	西端田町	宝木団地	宇都宮市		7.50	361	2213.0	(6.1)	33,195.0	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	102人/日
第50号	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	宇都宮駅西口	県庁舎前	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.90	361	3391.0	(9.3)	20,006.9	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市役所・橋本県庁	宇都宮駅 JR宇都宮駅		あり	125人/日
第51号	宇都宮駅・市役所・市内循環線	宇都宮駅西口	オリオン通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.80	121	121.0	(0.3)	689.7	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市役所・橋本県庁	宇都宮駅 JR宇都宮駅		あり	1人/日
第52号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口	宇都宮市		8.10	365	3142.0	(8.6)	50,900.4	JR雀宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	JR雀宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	83人/日
第53号	宇都宮駅・西の宮団地	宇都宮駅西口	三の沢	西の宮団地	宇都宮市		7.00	365	2170.0	(5.9)	30,597.0	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	121人/日
第54号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.80	289	2743.0	(7.5)	15,360.8	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市役所・橋本県庁	宇都宮駅 JR宇都宮駅		あり	78人/日
第55号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.70	49	49.0	(0.1)	264.6	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市役所・橋本県庁	宇都宮駅 JR宇都宮駅		あり	1人/日
第56号	宇都宮東武・真岡営業所	宇都宮東武	石法寺	真岡営業所	宇都宮市 真岡町	別紙2のとおり	25.60	365	1278.5	(3.5)	65,459.2	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 真岡市地域内交通	宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	157人/日
第57号	宇都宮東武・益子駅前	宇都宮東武	東高橋	益子駅前	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町	別紙2のとおり	31.00	365	1158.5	(3.2)	71,827.0	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 七井駅 益子駅	宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	154人/日
第58号	西原車庫・宇大前・ベルモール	西原車庫	宇都宮大学	ベルモール	宇都宮市		8.50	365	1730.5	(4.7)	29,418.5	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	104人/日
第59号	氏家駅前・フィオーレ喜連川・びゅうフォレ	氏家駅前	喜連川	びゅうフォレスト北	さくら市		15.20	365	1095.0	(3.0)	33,288.0	JR氏家駅 さくら市デマンド交通	JR氏家駅 さくら市デマンド交通		あり	17人/日
第60号	西那須野駅・大田原中学校	西那須野駅東口	トコトコ大田原	大田原中学校前	那須塩原市 大田原市		6.80	289	938.0	(2.6)	12,756.8	JR西那須野駅 JR大田原市営バス	JR西那須野駅 JR大田原市営バス		あり	25人/日
第61号	西那須野駅・一本松・女子高前	西那須野駅東口	トコトコ大田原	大田原女子高校	那須塩原市 大田原市		5.30	240	342.0	(0.9)	3,625.2	JR西那須野駅 JR大田原市営バス	JR西那須野駅 JR大田原市営バス		あり	53人/日
第62号	西那須野駅・黒羽郵便局	西那須野駅東口	福祉大	黒羽郵便局前	那須塩原市 大田原市		15.50	365	1530.0	(4.2)	47,430.0	JR西那須野駅 JR大田原市営バス	JR西那須野駅 JR大田原市営バス		あり	61人/日
第63号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	西那須野駅東口	那須赤十字	五峰の湯	那須塩原市 大田原市		28.00	240	240.0	(0.7)	13,440.0	JR西那須野駅 JR大田原市営バス	JR西那須野駅 JR大田原市営バス		あり	12人/日
第64号	西那須野駅・国際医療福祉大	西那須野駅東口	トコトコ大田原	国際医療福祉大学前	那須塩原市 大田原市		9.60	361	1802.0	(4.9)	34,598.4	JR西那須野駅 JR大田原市営バス	JR西那須野駅 JR大田原市営バス		あり	76人/日
第65号	西那須野駅・大高前・那須赤十字病院	西那須野駅東口	大高前	那須赤十字病院	那須塩原市 大田原市		5.50	240	480.0	(1.3)	5,280.0	JR西那須野駅 JR大田原市営バス	JR西那須野駅 JR大田原市営バス		あり	3人/日
第66号	大田原市役所・黒羽郵便局	大田原市役所	福祉大	黒羽郵便局前	大田原市		14.80	289	409.0	(1.1)	12,106.4	大田原市役所	大田原市営バス		あり	3人/日
第67号	黒田原駅前・上町	黒田原駅前	芦野	上町(伊王野)	那須町		10.60	365	1460.0	(4.0)	31,098.0	JR黒田原駅 JR那須町民バス	JR黒田原駅 JR那須町民バス		あり	17人/日
第68号	那須塩原駅・板室温泉	那須塩原駅西口	戸田	板室温泉	那須塩原市		26.30	365	1386.0	(3.8)	72,903.6	JR黒磯駅 JR那須塩原駅 JR那須塩原市地域バス	JR黒磯駅 JR那須塩原駅 JR那須塩原市地域バス		あり	42人/日
第69号	宇都宮駅東口・東峰町・宇都宮駅東口	宇都宮駅東口	東峰町	宇都宮駅東口	宇都宮市		5.30	289	289.0	(0.8)	3,063.4	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	7人/日
第70号	宇都宮駅東口・ミツトヨ営業C・宇都宮駅東	宇都宮駅東口	平松本町	宇都宮駅東口	宇都宮市		5.30	289	289.0	(0.8)	3,063.4	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	5人/日
第71号	宇都宮東武・越戸・柳田車庫	宇都宮東武	越戸	柳田車庫	宇都宮市		8.80	365	2601.0	(7.1)	45,777.6	JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	宇都宮駅 JR宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	109人/日
第72号	宇都宮駅東口・岡本駅西口・和久	宇都宮駅東口	岡本駅西口	和久	宇都宮市		11.70	361	361.0	(1.0)	8,447.4	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	29人/日
第73号	宇都宮駅東口・宇都宮大学・星の社中高	宇都宮駅東口	宇都宮大学前	星の社中学校・高等学校	宇都宮市		9.10	240	120.0	(0.3)	2,184.0	JR宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	6人/日

【主な利用者及び運行目的】

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第2号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	
第3号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	
第5号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第6号	宇都宮駅・船生	1. 日光街道・船生街道沿線に住まう宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第7号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	1. 大谷街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立鹿沼東高校までの通学のため
第8号	宇都宮駅・運転免許センター・榎木車庫	1. 榎木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 運転免許センター来訪者のため
第9号	宇都宮駅・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため
第10号	駒生営業所・田原・今里	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第11号	駒生営業所・塩谷町役場	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第12号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第13号	駒生営業所・健康の森・田原・グリーンタウン	
第14号	駒生営業所・屋敷・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第15号	駒生営業所・本郷台西汗	1. 蓼沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・宇都宮東高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第16号	石橋駅・真岡営業所	1. 下野市・真岡市に住まう市民の真岡市街地区及び石橋駅への通勤通学のため
第17号	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第18号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第20号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	1. 氏家駅へのアクセスのため 2. さくら清修高校・馬頭高校への通学のため
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	1. 那珂川町内から西那須野駅へのアクセスのため 2. 馬頭高校・大田原女子高校への通学のため
第22号	西那須野駅・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため
第23号	大田原市役所・五峰の湯	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1. 那須街道沿線住民の黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 観光二次交通のため
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第26号	宇都宮駅・石那田	1. 日光街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 3. 宇都宮市内中心部の高校・県立富屋特別支援学校までの通学のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第27号	宇都宮駅・仁良塚・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. ろまんちっく村への来訪者のため
第28号	宇都宮駅・榎木車庫	1. 榎木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第29号	宇都宮駅・文教・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため
第30号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	1. 石橋駅・おもちゃのまち駅から獨協医科大学への通院・来訪者のため 2. 羽生田上蒲生線沿線住民の石橋駅・おもちゃのまち駅までの通勤・通学のため
第31号	駒生営業所・健康の森・塩谷町役場	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第32号	駒生営業所・健康の森・今里	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第33号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校（特に、宝井地区）までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第34号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 宇都宮市・上三川町からインターパークへの来訪者のため
第35号	駒生営業所・東汗	1. 蓼沼街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第36号	駒生営業所・健康の森・本郷台西汗	1. 蓼沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第37号	宝木団地・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第38号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	1. 白沢街道沿線及び奈坪台団地に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第39号	細谷車庫・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第40号	宇都宮駅・六道・西川田東	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第41号	宇都宮駅・旭陵・今宮・雀宮駅	1. 今宮地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・雀宮駅への通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第42号	宇都宮駅・六道・総合運動公園西	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第43号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第44号	宇都宮駅・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第45号	駒生営業所・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第46号	駒生営業所・竹林・済生会病院・富士見ヶ丘	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 済生会病院への通院・来訪者のため
第47号	駒生営業所・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第48号	宇都宮駅・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第49号	宇都宮駅・西橋田・宝木団地	1. 若草・戸祭地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・通学・買物のため 2. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. とちぎ福祉プラザ等の沿線公共施設への来訪者のため
第50号	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第51号	宇都宮駅・市役所・市内循環線	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第52号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	1. さつき団地に住まう市民の雀宮駅及び西川田駅への通勤・買物のため 2. 沿線の地域医療機構うつのみや病院または雀宮駅・西川田駅から鉄道に乗り換え、他エリアの病院への通院のため
第53号	宇都宮駅・西の宮団地	1. 西の宮団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第54号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第55号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環	
第56号	宇都宮東武・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第57号	宇都宮東武・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため
第58号	西原車庫・宇大前・ベルモール	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第59号	氏家駅前・フィオーレ喜連川・びゅうフォレ	1. 氏家駅へのアクセスのため
第60号	西那須野駅・大田原中学校	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第61号	西那須野駅・一本松・女子高前	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 大田原女子高校への通学のため
第62号	西那須野駅・黒羽郵便局	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第63号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第64号	西那須野駅・国際医療福祉大	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第65号	西那須野駅・大高前・那須赤十字病院	1. 那須赤十字病院への通院・来訪者のため
第66号	大田原市役所・黒羽郵便局	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第67号	黒田原駅前・上町	1. 那須高校への通学のため 2. 伊王野地区から黒田原駅へのアクセスのため
第68号	那須塩原駅・板室温泉	1. 戸田・青木付近からの黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 板室温泉利用者のため
第69号	宇都宮駅東口・東峰町・宇都宮駅東口	1. 東峰・卸団地地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第70号	宇都宮駅東口・ミツトヨ営業C・宇都宮駅東	1. 東峰・卸団地地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第71号	宇都宮東武・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第72号	宇都宮駅東口・岡本駅西口・和久	1. 岡本・和久地区から宇都宮中心市街地への通勤・通学のため
第73号	宇都宮駅東口・宇都宮大学・星の杜中高	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 宇都宮大学への通学のため 3. 星の杜中学校・高等学校への通学のため

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び ジェイアールバス関東株式会社
代表者名 代表取締役社長 小埜 隆一

令和7年度生活バス路線指定申請書

令和7年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

別紙

申請 番号	指定を受けようとする系統の概要				指定を受けようとする系統の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経 由する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行キ ロ (km)	単一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地	終点										
第1号	塩原本線	西那須野駅	関谷宿	塩原温泉 バスター ミナル	那須塩原市	通勤・通学・買い物等	21.7	365	10.6	169,215.0	国際医療福祉大学病院、 那須清峰高校、那須拓陽 高校、ヨークベニマル、 イオンタウン	JR東北本線、那須塩原 市営バス、塩原・上三依 線	あり	平均乗車密度3.8名
第2号	芳賀市塙線	芳賀町 工業団地管 理センター 前	祖母井・ 花王前	市塙駅	芳賀町 市貝町	通勤・通学・買い物等	14.4	240	1.9	20,808.0		芳賀・宇都宮LRT、真 岡鉄道、市塙黒田烏山線	あり	平均乗車密度4.0名
第3号	芳賀市塙線	芳賀町 工業団地管 理センター 前	祖母井	市塙駅	芳賀町 市貝町	通勤・通学・買い物等	13.2	125	0.5	4,950.0		芳賀・宇都宮LRT、真 岡鉄道、市塙黒田烏山線	あり	平均乗車密度3.0名
第4号	清原市塙線	清原地区市 民センター 前	芳賀長島 ・花王前	市塙駅	宇都宮市 芳賀町 市貝町	通勤・通学・買い物等	15.5	240	6.2	70,896.0		芳賀・宇都宮LRT、真 岡鉄道、市塙黒田烏山線	あり	平均乗車密度4.0名
第5号	清原市塙線	清原地区市 民センター 前	芳賀長島	上赤羽	宇都宮市 芳賀町 市貝町	通勤・通学・買い物等	9.2	240	0.3	2,208.0		芳賀・宇都宮LRT	あり	平均乗車密度2.0名
第6号														
第7号														
第8号														
第9号														
第10号														





第1号様式(第3条関係)

日夕補第2402号
令和6年 7月 20日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び 日光交通株式会社
代表者名 取締役社長 渡辺 剛志

令和7(2025)年度生活バス路線指定申請書

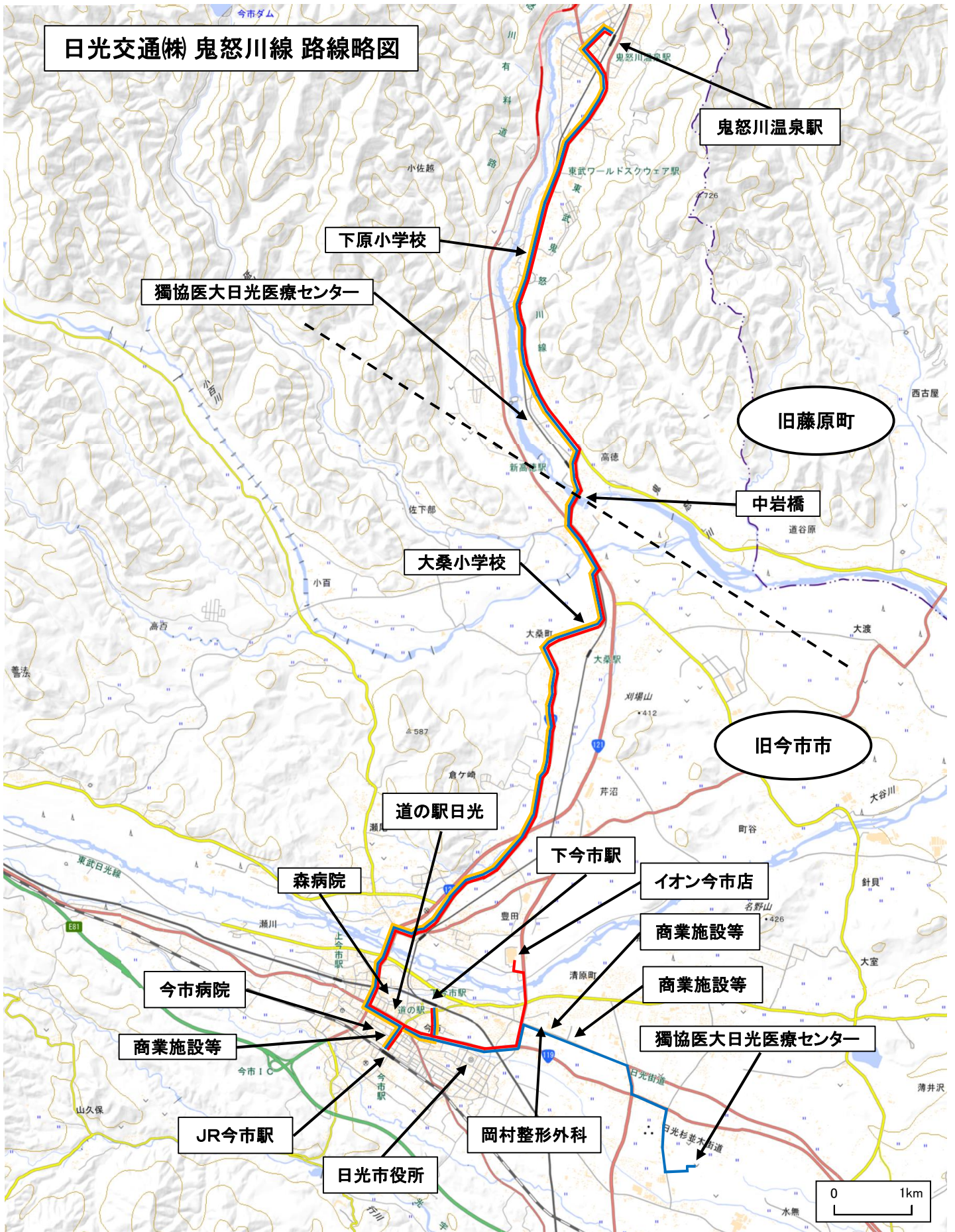
令和7(2025)年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙(指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

申請 番号	指定を受けようとする系統の概要				指定を受けようとする系統の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経 由する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地	終点										
第1号	鬼怒川線 (伊 ^ハ 終点)	鬼怒川 温泉駅	下今市駅	イオン今市	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	17.5	365	8.2	104,580.0	今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	鬼怒川温泉駅 J R今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	150人/日
第2号	鬼怒川線 (日光医療 センター終点)	鬼怒川 温泉駅	下今市駅	獨協医大 日光医療 センター	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	19.9	365	1.6	23,641.2	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 J R今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	34人/日
第3号	鬼怒川線 (直通下今市終 点)	鬼怒川 温泉駅	J R今市駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	15.1	365	1.0	10,872.0	今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 J R今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	16人/日

日光交通(株) 鬼怒川線 路線略図



—	【主系統】	< 鬼怒川温泉駅 ~ 下今市駅 ~ イオン今市 >	8.2回	17.5km	
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅 ~ 下今市駅 ~ 獨協医大日光医療センター >	1.6回	19.9km	重複区間 17.5km (88%)
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅 ~ 下今市駅 >	1.0回	15.1km	重複区間 15.1km (100%)

栃木県バス運行対策費補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線的路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和47年栃木県告示第354号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
 - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの

(7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。

(8) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

(9) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。

(10) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

(11) キロ当たり補助対象経常費用 第9号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。

(12) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

(13) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。

(14) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

(15) 国庫補助対象経費の額 国庫補助金交付要綱第6条の規定により算出した補助対象経費の額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

(1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

- (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、前項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 バス運行対策費補助金

(補助対象系統)

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- (2) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの
- (3) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの
- (4) 国庫補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたもの
- (5) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの
- (6) 経常収益が経常費用の $11/20$ 以上の系統又は、経常収益が経常費用の $11/20$ に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が経常費用の $11/20$ に相当する額に達するもの
- (7) 国庫補助金交付要綱第12条に基づく国の補助対象系統であるもの

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の $9/20$ に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人をを超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

$$\frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

当該生活バス路線の総キロ程

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前2項により算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、前2項の規定にかかわらず、当該国庫補助対象経費の額を限度とする。ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の $1/2$ について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県バス運行対策費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
- (3) 第3号の3様式による市町村負担額(第6条第6号後段及び第8条第3項の規定により市町村負担が生じるものに限る。)
- (4) 第4号様式による事業評価結果シート
(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に国及び県等からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。
- 3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

(1) 計画に記載した取組内容の妥当性

(2) 収支目標の適切性

- 5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

- 2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
 - (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
 - (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
 - (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

(1) $\{ (\text{特定課題系統キロ当たり経常収益} - \text{基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益}) + (\text{基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用} - \text{キロ当たり補助対象経常費用}) \} \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$

(2) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

- 2 第8条第1項また書及び同条第2項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。
- 3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。

2 特定課題系統について、第10条の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

(1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。

(2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成13年11月30日交第99号)

1 この要領は、平成13年度から適用する

ただし、平成13年度の補助対象期間のうち、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの期間については「栃木県バス路線維持費補助金交付要領」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度において、補助金交付申請に係る第7条及び第14条中「11月15日まで」とあるのは「12月18日まで」とする。

附 則 (平成14年9月19日交第69号)

この要領は、平成14年度から適用する。

附 則 (平成15年10月21日交第102号)

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月16日交第88号)

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年7月21日交第75号)

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年6月26日交第53号)

この要領は、平成18年度から適用する。

附 則 (平成19年7月10日交政第128号)

1 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 (平成21年3月27日交政第237号)

この要領は、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成23年6月1日）

- 1 この要領は、平成23年6月1日から適用する。ただし、平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年3月28日）

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成30年6月12日）

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月10日）

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則（令和3年9月30日）

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月8日）

令和3年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則（令和5年3月15日）

令和4年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則（令和6年3月19日）

令和5年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則（令和6年7月23日）

- 1 この要領は令和7年度の補助金から適用し、令和6年度の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、令和10年度限り、その効力を失う。

栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号。以下「告示」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設(総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。)を連絡する系統でないもの(国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。)に含まれるものを除く。)
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
 - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの

- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間で平均して得られた額をいう。
- (9) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (10) キロ当たり補助対象経常費用 第8号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (11) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (12) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

(1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。

2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、同項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 生活バス路線維持費補助金

(補助対象系統)

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（平成13年11月30日交第99号）の補助対象外のもの
- (2) 1日当たりの運行回数が10回以下のもの
- (3) 平均乗車密度が2人以上15人以下のもの
- (4) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常費用に達していないもの
- (5) 経常収益が補助対象経常費用の $\frac{1}{20}$ 以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の $\frac{1}{20}$ に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の $\frac{1}{20}$ に相当する額に達するもの

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の $\frac{9}{20}$ に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

$$\frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県生活バス路線維持費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の $\frac{1}{2}$ に相当する額以内で知事が定める額とする。ただし、単一の市町村内を運行する系統のうち平均乗車密度が5人未満の系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の $\frac{1}{2}$ に相当する額に、当該平均乗車密度を5で除した数値を乗じた額以内の額で、知事が定める額とする。なお、県と協調して関係市

町村が補助する額（第6条第5号の額を除く。）を上限とする。

（補助金の交付の決定及び額の確定等）

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

（補助金の交付の周知）

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に県及び市町村からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

（補助金の経理等）

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

（補助金の交付の取り消し及び返還）

第16条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（適用除外）

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

（特定課題系統の選定）

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。

3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

（改善計画の承認）

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。

3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

- (1) 計画に記載した取組内容の妥当性
- (2) 収支目標の適切性

5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
- (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
- (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
- (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

- (1) $\{(\text{特定課題系統キロ当たり経常収益} - \text{基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益}) + (\text{基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用} - \text{キロ当たり補助対象経常費用})\} \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$
- (2) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

2 第8条また書の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。なお、第12条ただし書の規定は、本項の補助金の交付額について準用する。

2 特定課題系統について、第10条第1項の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

- (1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。
- (2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成14年3月12日交第153号)

1 この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成13年度の補助対象期間は、平成13年4月1日から平成13年9月30日までの6か月間とする。

2 平成13年度については、第6条中「11月15日まで」とあるのは「3月27日まで」とする。

- 3 平成13年度については、第9条中「会計年度の2月20日まで」とあるのは「平成14年4月15日まで」とする。
- 4 この要領は、3年後に見直しを行うものとする。
- 5 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成19年3月29日交第209号）

- 1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成22年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成21年3月27日交政第238号）

- 1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年4月21日）

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年9月12日）

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年3月28日）

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成30年6月12日）

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月10日）

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則（令和3年9月30日）

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月8日）

令和3年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則（令和5年3月15日）

令和4年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則（令和6年3月19日）

令和5年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則（令和6年7月23日）

- 1 この要領は令和7年度の補助金から適用し、令和6年度の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、令和10年度限り、その効力を失う。